

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

平成 26 年 9 月

あ わ ら 市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	P 2 ~
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	P 5 ~
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	P 9
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項	P 10 ~
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	P 11 ~
第 6	農地利用集積円滑化事業に関する事項	P 25 ~
第 7	そ の 他	P 30
別紙 1	(第 5 の 1 (1) 関係)	P 31
別紙 2	(第 5 の 1 (2) 関係)	P 32 ~

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 あわら市は福井県の最北端に位置し、南西は坂井市に、北東は石川県加賀市に隣接しており、北西は日本海に面している。

市域の中心部は、JR芦原温泉駅を中心とした旧北国街道の宿場街で栄えた商業市街地と、北陸有数の温泉郷といわれるあわら温泉を核とした2つの市街地で形成されている。

これらの市街地を中心として、南部にはコシヒカリ発祥の地である穀倉地帯の福井平野が広がり、北部には坂井北部丘陵地帯が広がっている。また、石川県と県境を形成する東部は刈安山、風谷峠、劔ヶ岳などの標高500～600mの森林地帯が連なり、そこを水源とした県下5大河川の一つである竹田川が市街地と穀倉地帯を貫くように東西に流れている。

このような地形における本市の農業形態は、南部平坦区域、北部丘陵区域及び東部中山間区域の3区域に大別される。

南部平坦区域は、穀倉地帯の福井平野に含まれ、圃場整備等の基盤整備が完了した田園地帯で良質米の生産が行われている。また、生産調整のための麦・大豆の作付けは、早くから団地化とブロックローテーションが導入され、集落一丸となった取り組みが行われている。このような中で、集落営農組織の取り組みが進むとともに、中核農家への農地集積による規模拡大も進んでいる。また、転作田を利用した水田施設園芸作物として、本市特産のミディトマト「越のルビー」の栽培も取り組まれている。

北部丘陵区域には、国営農用地総合開発事業によって造成された広大な畑地が開発し、ダイコンやスイカをはじめとする土地利用型農業やメロン、トマトを中心とした施設園芸が盛んに行われている。また、梨や柿の果樹団地が形成され、特に、柿では市特産の越前柿のブランド化を進めるなど、多角的な畑作農業を推進している。さらに、当区域の水田部では畑作農業を生かしたトマト、メロン等の施設園芸や野菜の作付けが行われている。

一方、東部中山間区域では「中山間地域等直接払制度」を活用し、中山間地域のもつ国土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成等の多面的機能の確保に努めながら、地域特性を生かしたそばの産地づくりなどに取り組んでいる。さらには、イノシシ被害の防止に向けた電気柵や金網固定柵の設置など、有害鳥獣対策を集落一体となって取り組んでいる。

このような状況のもと、本市の農業は、県内でも有数の農産物生産基地としての位置づけを一層強めるとともに、産業面だけでなく、生活環境や自然環境の保全など、農業が果たす多面的機能を維持・増進していくことが重要である

ことから、農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。

- 2 本市の農業構造については、基盤整備による汎用化や大型機械の導入による農作業の省力化が図られ、特に、南部平坦区域では恒常的勤務による兼業農家が増加した。

しかしながら、農産物価格が低迷し経済不況が継続している現状において、農業経営の悪化、さらには、高齢化や担い手不足など、農業経営の意欲が減退し、離農や耕作放棄などによる遊休農地の増加が懸念されることから、農地中間管理事業等を活用し、経営志向の高い担い手や農業生産法人等へ農地を集積・集約し、規模拡大をさらに促進することが重要である。

また、本市の農業が市の基幹産業として継続されていくためには、地域や自然環境、景観の保全など、農業の多面的機能を発揮し、現在の経営基盤をより強固なものとしていくことが必要である。

このため、本市では効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者または組織経営体（以下「認定農業者」という。）や生産組織に対する農用地利用の集積・集約、経営管理の合理化、その他、農業経営基盤を強化するための措置を総合的に講ずることとする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等（以下「認定新規就農者」という。）に対する支援を行う。

具体的には

- (1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

農地を適正に管理しつつ効率的な農業を営むため、集落の実態を踏まえ農業形態に応じた担い手(経営体)の育成に努める。

この担い手については、大規模な農地を経営する中核農家(個人経営体)や多くの農家が参加する営農組織(組織経営体)があり、これらの地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間(主たる従事者一人当たり1,800~2,000時間程度)の水準を達成しつつ、地域その他産業従事者なみの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる従事者一人当たりの年間農業所得450万円程度)を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。なお、組織経営体の中で、多くの農家が参加する全員参加型の営農組織においては、主たる目的が、農地の保全や集落機能の維持であると考えられるため、主たる従事者は組織全体として位置づけ、将来的には施設園芸

や農産加工等を取り入れた安定かつ収益性の高い農業経営を目指す。

農業経営改善計画の認定申請を行う名義人については、従来、経営を主宰する者に限定されてきたが、実質的に共同経営者として役割を担っている女性農業者や農業後継者についても家族経営協定等の要件が確認できれば、計画認定の共同申請ができるものとする。

なお、認定農業者の具体的な認定に当たっては、非農家出身者などが新たに農業経営を開始する場合や兼業農家が他産業の定年を機に主業として農業経営の指標に向けて大幅な経営展開を図ろうとしても、その達成が短期間では困難と認められる場合が多いことから、その農業者の意欲・能力などからみて、経営発展に向けた取り組みを継続し、将来的には、農業経営の指標に到達することが確実であると認められれば、農業経営の指標に満たない農業経営改善計画であっても、総合的な判断により弾力的に認定を行うこととする。

また、生産性の向上やコストの削減のため、より一層の圃場の集団化及び大区画化や直播栽培等省力化技術の普及を図るとともに、農用地の効率的活用及び連担化を図る。

さらに、これらの安定的な農業経営を目指す経営体と小規模な兼業農家、いきがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で、地域資源の維持管理や補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互に連携を図れる体制を整備することにより集落機能を維持・増進させるとともに、より機能的な経営へと発展するための形態として集落を越えた地域の認定農業者や生産組織を包括した広域営農体制を確立し、地域農業の発展を図るものとする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間(主たる従事者一人当たり 1,800~2,000 時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得((1)に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者一人当たりの年間農業所得 250 万円程度)を目標とする。

(3) 多様な担い手の位置付け

これらの地域農業を推進するには、経営規模の拡大等による農業経営の向上に意欲を持って取り組む農業者を認定農業者に誘導するとともに、集落農業を守ろうとする生産組織の地域リーダーや作業受託組織(コントラクター)の育成、新規就農者の確保などのための経営基盤の強化や技術習得等の施策を重点的に行う。

また、地域農業の重要な役割を担っている農村女性については、農業経営における役割の適正な評価と、主体的に農業経営及び地域社会へ参画できる環境を整備し、農業経営への一層の参画を促進する。また、熟年農業者については、優れた知識、経験等を活用できる環境を整備し、地域農業における役割分担を明確にする。

3 本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、担い手農家や生産組織が地域の農業振興を図るために行う自主的な努力を総合的に支援する。

まず、人・農地プランを作成するための集落等における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進し、地域の農業者が主体性をもって、自らの地域の農業の将来方向について自主的に作成（見直し）を進めるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会を中心とした農地の利用調整活動を強化して、農地の貸し手と借り手に係る情報の一元的把握のもとに両者を適切に結びつけた利用権設定等を進める。

また、農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業による面的にまとまった形で貸し付ける等の活動については、農業委員会と連携・調整を図りつつ実施する。

これらの農地の流動化に関しては、土地の利用調整を全市に展開し、集団化・連担化した条件で担い手農家に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後、遊休農地になる恐れがある農地を含め、認定農業者、認定新規就農者等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

4 本市では、県農林総合事務所、農業委員会、農業協同組合等で構成する地域農業再生協議会において、認定農業者、認定新規就農者、若しくは、今後認定を受けようとする農業者や生産組織等を対象として、県農林総合事務所の指導の下に、生産技術のセミナーや複式簿記等、経営管理上の講習会や研修会を開催する。

さらに、認定農業者及び農業法人で組織するあわら市認定農業者会と連携し、各種制度及び支援措置を検討する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開されている優良事例を踏まえた主要な営農類型については、次のとおりである。

担い手農家〔個別経営体〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等	備考
水稲作 従事人数 2人	作付面積 水稲= 11.2ha * 麦 = 4.8ha *大豆= 4.8ha 経営面積 16.0ha	資本装備 (中型機械化一貫体系) ・トラクター(50PS級) 1台 ・田植機(乗用8条植) 1台 ・エバイン(4条刈) 1台 その他 ・稲、麦、大豆の2年3作 体系	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・省力技術を積極的に取り入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営に応じた家族経営協定 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による加重労働の防止 	南部 平地
水稲 +野菜 従事人数 2人	作付面積 水稲= 7.0ha * 麦 = 1.0ha *野菜= 2.0ha 経営面積 10.0ha	資本装備 ・トラクター(40PS級) 1台 ・田植機(乗用6条植) 1台 ・エバイン(4条刈) 1台 その他 ・野菜は露地でネギ等を作付			市 全域
野菜 単一 従事人数 1人	作付面積 *春ダイコン=0.6ha *露地スイカ =0.7ha *秋冬ダイコン =1.2ha 経営面積 1.3ha	資本装備 ・パイプハウス 300m ² ・トラクター(30PS級) 1台 ・防除機 1台 ・管理機 1台			北部 丘陵地
施設 園芸 従事人数 1人	作付面積 *春メロン= 0.5ha *秋メロン= 0.4ha *コマツナ =0.5ha 経営面積 0.5ha	資本装備 ・トラクター(30PS級) 1台 ・パイプハウス 5,000m ² 他 その他 ・低コスト耐候性ハウスを導入。			北部 丘陵地
甘藷 単一 従事人数 2人	作付面積 甘藷=3.0ha 緑肥=1.0ha 経営面積 4.0ha	資本装備 ・トラクター(30PS級) 1台 ・つる切機 1台 ・収穫機 1台 他 その他 ・キュアリング処理を行う。			北部 丘陵地

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等	備考
花き 単一 従事人数 1人	作付面積 花き= 0.9ha 経営面積 0.9ha	資本装備 ・トラクター(30PS級) 1台 ・パイプハウス 3,000㎡他 その他 ・施設利用では、電照菊、ストック、トルコギキョウを露地栽培では、菊を作付	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 省力技術を積極的に取り入れる 	<ul style="list-style-type: none"> 経営に応じた家族経営協定 休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による加重労働の防止 	北部丘陵地
水稻 +果樹 従事人数 2人	作付面積 水稲= 5.0ha 柿 = 1.2ha 経営面積 6.2ha	資本装備 ・トラクター(30PS級) 1台 ・田植機(乗用速4条植) 1台 ・エバイン(3条刈) 1台 ・北斗ディスプレイ 1台			北部丘陵地
野菜 +果樹 従事人数 2人	作付面積 *スイカ= 0.7ha *メロン= 0.3ha *人参= 0.7ha *軟弱野菜= 0.3ha 緑肥= 0.5ha 梨 = 1.0ha 経営面積 2.5ha	資本装備 ・トラクター(20PS級) 1台 ・パイプハウス 3,000㎡他 その他 ・スイカの跡地に人参、メロンの跡地に軟弱野菜または花きを作付			北部丘陵地
畜産 単一 従事人数 2人	飼養頭数 経産牛= 40頭 育成牛= 16頭 作付面積 飼料作物= 6.0ha	資本装備 ・畜舎 1棟 他 その他 ・飼養形態は、つなぎ飼育		<ul style="list-style-type: none"> コントラクターの活用による定期的な休日、休暇の確保 	北部丘陵地
	飼養頭数 成鶏= 30,000羽	資本装備 ・畜舎 1棟 他 その他 ・自動給餌給水集卵			
	飼養頭数 養豚 肥育= 400頭 繁殖= 40頭	資本装備 ・畜舎 1棟 他			

〔組織経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	備考
法人組織 水稲作 主たる従事者 2人	作付面積 水稲= 28.0ha * 麦 = 12.0ha *大豆= 12.0ha 経営面積 40.0ha	資本装備 ・トラクター(50PS級) 2台 ・田植機(乗用8条植) 2台 ・エバイン(6条刈) 2台 その他 ・水稲直播の部分導入により労働力の分散を図る	・複式簿記記帳により経営 ・経営体の体質強化のため自己資本の増加 ・法人化	・休日制 給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保	市全域
法人組織 水稲+野菜 主たる従事者 2人	作付面積 水稲= 14.0ha 麦 = 2.7ha *野菜= 3.3ha 経営面積 20.0ha	資本装備 ・トラクター(50PS) 2台 ・田植機(乗用8条植) 1台 ・エバイン(6条刈) 1台 他 その他 ・野菜はネギを作付			市全域
法人組織 水稲作 全員参加型	作付面積 水稲= 14.0ha * 麦 = 6.0ha *大豆= 6.0ha 経営面積 20.0ha	資本装備 ・トラクター(50PS級) 2台 ・田植機(乗用8条植) 1台 ・エバイン(6条刈) 1台 他 その他 ・稲 麦 大豆の2年3作体系			市全域

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の指標を踏まえた主要な営農類型については、次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	備考
水稲作 従事人数 1人	作付面積 水稲= 7.0ha * 麦 = 3.0ha *大豆= 3.0ha 経営面積 10.0ha	資本装備 ・トラクター(50PS級) 1台 ・田植機(乗用8条植) 1台 ・エバイ(4条刈) 1台 その他 ・稲、麦、大豆の2年3作体系	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・省力技術を積極的に取り入れる	・経営に応じた家族経営協定 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による加重労働の防止	南部平坦地
野菜単一(露地) 従事人数 1人	作付面積 *春ダイコン=0.4ha *露地スイカ=0.5ha *秋冬ダイコン=0.8ha 経営面積 0.9ha	資本装備 ・パイプハウス 300m ² ・トラクター(30PS級) 1台 ・防除機 1台 ・管理機 1台			北部丘陵地
甘藷単一 従事人数 1人	作付面積 カンショ= 2.0ha 経営面積 2.0ha	資本装備 ・パイプハウス 300m ² ・トラクター(30PS級) 1台 ・防除機 1台 ・管理機 1台 他 その他 ・キュアリング処理を行う			北部丘陵地
野菜単一(施設) 従事人数 1人	作付面積 *春メロン=0.3ha *秋メロン=0.3ha *小松菜= 0.3ha 経営面積 0.3ha	資本装備 ・パイプハウス 3,000m ² ・トラクター(30PS級) 1台 ・防除機 1台 ・管理機 1台			北部丘陵地
花き単一 従事人数 1人	作付面積 花き= 0.75ha 0.25ha×3作 経営面積 0.25ha	資本装備 ・トラクター(30PS級) 1台 ・パイプハウス 250m ² 他 ・防除機 1台 ・管理機 1台			北部丘陵地

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積・集約に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積・集約に関する目標

上記第2・第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積・集約に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び集積・集約についての目標として示すと、概ね次に掲げるとおりである。

面積シェアの目標	集積・集約の目標
80.0%	農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業等の活用により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する利用集積における農地の集積・集約の割合を高める。

注)1 「効果的かつ安定的な農業経営体等が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。)面積の目標である。

2 目標年次は平成30年度とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市では、南部平坦区域を中心に、法人化を基本とした集落営農組織や中核農家への農地の集積・集約が進み、担い手への農用地の利用集積は県の平均を上回っている。

しかしながら、北部丘陵区域は機械化体系の導入が困難な畑作が中心であり、高齢化や後継者不足の進展とともに、坂井北部丘陵地における遊休農地の増加が大きな課題となっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用ビジョン

南部平坦区域と東部中山間区域の水田については、あわら市地域水田農業ビジョンの着実な展開により、農用地の効率的利用と認定農業者等へのさらなる利用集積を図ることが可能である。

一方、北部丘陵区域では、野菜、花き、果樹および畜産などの高収益・高付加価値作目の積極的な導入、加工・業務用実需者との連携等による6次産

業化、複合経営化を図り、より企業的な経営を目指すよう誘導する。また、意欲ある農業者の農業経営改善計画を認定することにより、地域における担い手としての位置づけを明確化するとともに、企業的经营体の育成・確保による農用地の集積・集約を促進するため、農業委員会や農地利用集積円滑化団体等の関係機関との連携の下、農用地の貸し手についての情報提供や農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業の活用により、効率的かつ安定的な農業経営の実現を図る。

(3) 将来の農用地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関等との連携

将来の農用地利用ビジョンの実現に向け、本市では次の施策を推進する。

地域の実情に即した農用地の多面的活用と多様な担い手の育成

農地利用集積円滑化団体による農地の集積・集約の促進

農業経営を営む法人や新規就農者の受入れによる遊休農地の解消

坂井北部丘陵地における高齢者や兼業農家への農業支援

これらを実現するため、農業委員会、農業協同組合、県農林総合事務所、農地利用集積円滑化団体等と連携し、指導推進体制を強化する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、福井県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営体等を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即し、本市農業の地域特性を十分踏まえて、それぞれの集落あるいは地域において、以下の方針に沿って取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

利用権設定等促進事業

農地中間管理機構が行う農地保有合理化を促進するための事業（以下「特例事業」という。）の実施を促進する事業

農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

農用地利用改善事業の実施を促進する事業

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

耕作または養畜の事業を行う個人（法第 18 条第 2 項第 6 号に定める賃借権または使用貸借による権利を受けた後において行う耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く。）または農業生産法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農業生産法人にあっては、(ア)、(イ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(イ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(イ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、または近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件)を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合または農業協同組合連合会、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に規定する農業経営を行う農業協同組合または農業協同組合連合会、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、法第 4 条第 3 項第 1 号ロに規定する農地利用集積円滑化事業及び農業構造の改善に

資するための事業を行う農地利用集積円滑化団体または独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体または独立法人農業者年金基金が利用権の設定を行う場合には、これらの者が当該事業または業務の実施に関し定めるところによる。

賃借権または使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作または養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等を行うことについて、市長と協定を締結すること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事すると認められること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法(平成17年法律第86号)上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を市へ提出すること。

農業生産法人の組合員、社員または株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて、当該農業生産法人に利用権の設定を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

からに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（または移転）される利用権の存続期間（または残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

市は、開発して農用地または農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させるものとする。

市は、の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めるものとする。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準にしたがって許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

市は、法第 6 条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第 2 条によりみなされる場合は不要）。

市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積・集約を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（または移転）された利用権の存続期間（または残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積・集約を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の 30 日前までに、当該利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定を内容として定める。

(5) 要請及び申出

農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者または

利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができることとする。

市の全部または一部をその地区の全部または一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項または第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積・集約を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により市に農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができることとする。

農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により市に農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができることとする。

市の全部または一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体はその事業の実施地域内の農用地の利用の集積・集約を図る目的のため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

、及び に定める申出を行う場合において、(4)の の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（または移転）されている利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

市は、(5)の の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

市は、(5)の 、及び の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区または農地利用集積円滑化団体からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

、 に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者または利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができるものとする。

市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作または養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積・集約並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画に定める事項は、次のとおりとする。

利用権の設定等を受ける者の氏名または名称及び住所

なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権または使用貸借による権利の設定に限る。

利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

利用権の設定等を行う者の氏名または名称及び住所

設定（または移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）始期（または移転の時期）存続期間（または残存期間）借賃及びその支払い方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）利用権の条件その他利用権の設定（または移転）に係る法律関係

所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借または使用貸借の解除をする旨の条件

に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を市長に報告する旨

ア に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ に規定する者が賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積または栽培面積、生産数量及び反収

エ に規定する者が行う耕作または養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響

オ 地域の農業における他の農業との役割分担

カ に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作または養畜の事業に従事常時する者の役職名及び氏名並びに耕作または養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項

ア 農用地を明渡す際の原状回復の義務を負う者

イ 原状回復の費用の負担者

ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の に規定する土地ごとに(7)の に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定または移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたときまたは(5)の の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の から までに掲げる事項を公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)または所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃または対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方または双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

市は、次のいずれかに該当するときは、法第 19 条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を構すべきことを勧告する。

ア その者がその農用地において行う耕作または養畜の事業により、周辺

の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員いずれもがその法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

市は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権または使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

ア 法第 19 条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた、法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者が、その農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借または使用貸借の解除をしないとき。

イ の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

市は、 の取り消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告する。

の公告があったときは、 の取消しに係る賃貸借または使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業、法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業の実施等）の働きかけ等を行う。

2 特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 市は、県下一円を区域として特例事業を行う公益社団法人ふくい農林水産支援センターとの連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同センターが行う事業の実施の促進を図るものとする。

(2) 市、農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、公益社団法人ふくい農林水産支援センターに対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

市は、市の全部または一部を事業の実施地区として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体及び農業委員会、農業協同組合、地域農業再生協議会等の関係機関及び関係団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経

営者等の地域の関係者に対して、事業の趣旨が十分理解されるよう普及啓発活動を行う。

また、市、農業委員会、農業協同組合は、農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者から委任を受けて農地の貸し付け等を行う農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域から一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程において定める事項は、次のとおりとする。

ア 農用地の総合的かつ効率的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積・集約の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

農用地利用規程においては、 に掲げるすべての事項についての実行方

策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

(2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるもの（以下「農用地利用改善団体」という。）は、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

市は、 の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告しなければならない。

から の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人または特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

農用地利用改善団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等または農作業の委託を受けて農用地の利用の集積・集約を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）または当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積・集約を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款または規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 8 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下、「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人または特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができるものとする。

の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人または特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

市は、 に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の の認定をするものとする。

ア のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等あるいは農作業の委託を受けること、または特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

に掲げる事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善事業の勸奨等

(5)の の市の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する農用地利用改善団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の総合的かつ効率的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合にはその者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地規定で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定または農作業の委託を行うよう勸奨することができるものとする。

の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑にできるよう必要な指導、援助に努めるものとする。

市は、認定団体または農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農林総合事務所、農業委員会、農業協同

組合、公益社団法人ふくい農林水産支援センター、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体の協力が行われるように努めるものとする。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ることとする。

ア 農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組むものとする。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう、相談機能の一層の充実や先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実戦的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進するものとする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムの整備を図ることとする。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の2(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや県農林総合事務所、坂井北部丘陵地営農推進協議会、丘陵地農業支援センター、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。

また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

ふくい園芸カレッジや県農林総合事務所、坂井北部丘陵地営農推進協議会、丘陵地農業支援センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために市認定農業者会との交流の機会を設ける。また、商工会等と連携して、直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、県農林総合事務所による地域直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、

経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得についてはふくい園芸カレッジ等、就農後の営農指導等フォローアップについては県農林総合事務所、坂井北部丘陵地営農推進協議会、丘陵地農業支援センター、農業協同組合、市認定農業者や指導農業者等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携市は、1から7に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 地域農業の担い手となる経営体の確保・育成を図るため、地域農業に関わる幅広い関係者の合意を基本として、生産・流通・加工・情報・都市農村交流などの施設を総合的に整備するものとする。

イ あわら市地域水田農業ビジョンの着実な展開により、消費者に喜ばれ売れる米づくりを推進し、これまで水稻の生産調整として取り組んできた麦・大豆・そばを本作として位置づけ実需者ニーズに即した産地づくりに取り組む。また、水田を利用した園芸作物の産地づくりにより農業所得の向上を図るとともに、環境と調和した持続的な農業を推進するものとする。

ウ 農村景観、文化施設、下水道施設の整備等、生活環境整備の充実に促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

エ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

事業推進体制等

市は、農業委員会、県農林総合事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営体等の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の育成及びこれらへの農用地利用の集積・集約を強力に推進する。

農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮するものとする。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するために、農用地等の所有者から委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付けまたは農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業（以下「農地所有者代理事業」という。）農用地等を買入れ、または借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、または貸し付ける事業（以下「農地売買等事業」という。）農地売買等事業により買入れ、または借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術または経営方法を実地に習得するための研修その他の事業（以下「研修等事業」という。）の実施により、農地の効率的な利用に向け、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農地の集積・集約を促進する役割が求められる。

このため、市は、農業委員会、農業協同組合、地域農業再生協議会等の関係機関及び関係団体との間で調整を図り、農地利用集積円滑化事業の円滑な推進に向け、農地事情に精通した要員を有するなどにより、上記の役割を果たすことが出来る者を、農地利用集積円滑化団体として承認する。

なお、市は農地利用集積円滑化事業の実施状況を把握するため、農地利用集積円滑化団体に対し、毎年度、前年度の事業実績及び当該年度の事業実施計画について報告を求めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

農地利用集積円滑化事業の実施単位は、市全域（または旧町、大字等の単位で区分した区域）を基本とし、市に複数ある農地利用集積円滑化団体は、事業実施区域の重複に配慮する。なお、農地利用集積円滑化団体は、市、農業委員会、農業協同組合、地域農業再生協議会、県農業会議、農地中間管理機構等と適切に連携を図り、農用地の利用集積を図る上で支障が生じないように努める。

なお、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整った

もの(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。))及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の内容

農地利用集積円滑化事業規程には、事業の種類、事業実施地域及び事業の実施方法に関して、次の事項のうち事業実施に必要な事項を定めなければならない。

農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付けまたは農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ 農用地等の所有者の委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

事業実施区域に関する事項

事業実施区域が重複する他の農地利用集積円滑化団体、公益社団法人ふくい農林水産支援センター、県農業会議、農業委員会等との連携に関する事項

その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携

農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業は、農業経営の規模拡大の助長という観点から個人間の農用地の権利移動に介在し、これを補完・調整する機能を有するものであるため、農地利用集積円滑化団体、公益社団法人ふくい農林水産支援センターは相互の密接な連携の下に、これらの事業を行うものとする。

(3) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方については、集積対象者の営農実施区域や集約の状況、対象区域における集積対象者の営農活動状況等を総合的に考慮し、人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている担い手を優先して集積を図るものとする。

(4) 農地利用集積円滑化団体が(1)の により農用地等の所有者から委任を受け、その者を代理して行うことができる事務については、次に掲げるものとする。

農用地等の貸付け等の相手方の選定

農用地等の貸付け等の相手方との貸付け等に関する条件の協議及び調整

農用地等の貸付け等の相手方との貸付け等の契約の締結、変更、更新及び解除、農地法第3条第1項の許可の申請並びに法第18条第1項に規定する農用地利用集積計画の同意

その他農地所有者代理事業の円滑な実施のために必要な事項

なお、農地所有者代理事業を実施するに当たっては、農用地等の効果的な集約を確保する観点から、農用地等の所有者は、当該委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこと。

また、委任事務の範囲は上記事項を基本とするが、詳細については農地所有者と農地利用集積円滑化団体との間で利用権設定等委任契約書を締結すること。

- (5) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡しの価格設定の基準について、買入れ価格は、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（転用のために農用地を売却した者が、その農用地に代わるべき農用地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案した上で定めるものとする。

農用地等の買入れ価格が、その農用地等の収益性からみて著しく高額であると認められる場合には、その農用地等の買入れは行わないものとする。

農用地等の売渡し価格は、原則としてその取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額（当該農用地等につき土地改良事業が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち本団体が負担した額を加えた額）を基準とし、当該農用地等につき、上記により算定される買入れ価格を勘案して定めるものとする。

農地の借り受け、貸し付け価格については、農業委員会が提供する、地域の実勢を踏まえた賃借料情報を基準とする。

- (6) 農地利用集積円滑化事業を行う者は、市、農業委員会、農業協同組合、地域農業再生協議会等の関係機関及び関係団体と連携し、農地利用集積円滑化事業を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対して農用地を集積・集約し、農業経営の効率化を図る。

また、農地利用集積円滑化事業の推進にあたっては、県、県農業会議、農協中央会、公益社団法人ふくい農林水産支援センターとの連携の下に実施する。

- (7) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

市が農地利用集積円滑化事業規程を承認する際は、農地利用集積円滑化事業を行おうとする者の人的構成、財政基盤等の状況を踏まえ、法令の基準に照らして判断する。

なお、複数の者から承認の申請があった場合には、書面による審査のほか申請者から農地利用集積円滑化事業の実施方針等を聴き取って判断する。

市に農地利用集積円滑化事業規程の承認を申請する際には、次に掲げる書面を提出しなければならない。

ア 農地利用集積円滑化事業規程

イ 法第4条第3項第1号に掲げる一般社団法人または一般財団法人にあっては、定款

ウ 法第4条第3項第2号に掲げる者にあつては、定款または規約

市は、農地利用集積円滑化事業規程については、次に掲げる基準をすべて満たす場合に承認する。

ア 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、基本構想に適合するものであること

イ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、事業実施区域の全部または一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施区域と重複することにより当該重複する区域における農用地の利用の集積・集約を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、法第12条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。

オ 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

カ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積・集約を的確に図るための基準を有していること。

キ エからカに掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適性かつ確実に実施すると認められるものであること。

ク 農地利用集積円滑化事業を行おうとする者が、農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに公益社団法人ふくい農林水産支援センター、県農業会議、農業委員会等との適切な連携が図られると認められるものであること。

ケ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、農業用施設の用に供される土地または開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設が次に掲げるものと定められていること。

(ア) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全または利用上必要な施設

(イ) 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵または出荷の用に供する施設

(ウ) たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵または保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵または保管を除く。）の用に供する施設

(イ) 廃棄された農産物または廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

コ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、ケの(ア)から(イ)に掲げる農業用施設の用に供される土地または開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものと定められていること。

市が農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について承認をしようとする場合には、あらかじめ、農業委員会の決定を経る。

市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認を行った場合は、遅延なく、その旨及び当該承認に係る事業の種類及び事業実施区域を市の掲示板への掲示により公告する。

なお、承認の申請を行った農地利用集積円滑化団体に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付する。

ア 農地利用集積円滑化事業を行う者の名称及び住所

イ 農地利用集積円滑化事業の実施区域

ウ 農地利用集積円滑化事業の種類

エ その他必要な事項

農地利用集積円滑化事業規程の変更については ~ 、廃止については 、 に準じる。

(8) 農地利用集積円滑化団体からの報告徴収等

市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務または資産の状況に関して必要な報告を求める。

なお、報告徴収した内容が から に該当するなど、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認められる場合は、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命じる。

農地利用集積円滑化団体としての事業活動が停滞している場合

事業年度を通じて事業の実績が極めて少ない場合

正当な理由なく農用地等の所有者からの委任の申込みに応じない場合、農用地の買入価格または売渡価格が不当に高い場合、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が希望するにもかかわらず貸付け等に応じない場合等、農地利用集積円滑化事業規程に則して事業を実施していないと認められる場合

その他農地利用集積円滑化事業の実施を通じて農業経営基盤の強化を図っていくことができないと認められる場合

(9) 農地利用集積円滑化事業規程の承認の取消し

市は、次に掲げる場合には農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消す。

農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合、一般社団法人または一般財団法人等でなくなったとき

(8)による報告をせず、または虚偽の報告をしたとき

(8)による改善に必要な措置を講ずべきことの命令に違反したとき

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成26年9月2日から施行する。

別紙 1 (第 5 の 1 (1) 関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用または公共用に供する場合に限る。）農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接または間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）または畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- (2) 農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行なう農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）または生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行なうものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行なう事業に供する場合に限る。）

対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行なう法人または農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙 2 (第 5 の 1 (2)関係)

農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。) の設定または移転を受ける場合

存続期間(または残存期間)	借賃の算定基準	借賃の支払方法	有益費の償還
<p>1 残存期間は3年以上(農業者年金制度関係の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合、その他特別の事情があると認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(または移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(または残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎として、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(または移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(または移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額またはその時における当該農用地の改良による増加額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額または増加額とする旨を定めるものとする。</p>

混牧林地または農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。）の設定または移転を受ける場合

存続期間(または残存期間)	賃借の算定基準	賃借の支払方法	有益費の償還
のと同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益または負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途に類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、のの3と同じ。	のと同じ。	のと同じ。

農業の経営の委託を受けることにより所得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

存続期間(または残存期間)	賃借の算定基準	賃借の支払方法	有益費の償還
のと同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者または農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	のと同じ。この場合において、のの中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	のと同じ。

所有権の移転を受ける場合

対価の算定基準	対価の支払方法	所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引(その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価格則に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、または所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>